

議案第 88 号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
次のとおり三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年12月19日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成9年12月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の3を附則第2条の4とし、附則第2条の2を附則第2条の3とし、附則第2条の次に次の1条を加える。

（脳死した者の身体に対する療養補償）

第2条の2 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

第 8 8 号案

2 この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 10 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 11 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

平成 9 年 10 月 16 日

美津島町長 吉田 吉 三

美津島町議会 議長 吉田 吉 三

美津島町議会 議員 吉田 吉 三

三朝町議会 議員 吉田 吉 三

（第 12 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 13 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 14 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 15 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 16 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 17 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 18 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 19 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 20 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 21 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 22 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

（第 23 条）この条例による改正後の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 9 年 10 月 16 日から適用する。

附 則